

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出を される方にお願ひ

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課

厚生労働省では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、人口動態職業・産業調査を実施し、届書に職業の記入もお願いすることとしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしております。

調査結果は、今後の厚生労働行政の基礎資料として活用いたします。本年は国勢調査の年であることから、届出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

〈調査期間〉

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

〈調査対象者〉

出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届出をされる方々

〈調査方法〉

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。例えば、「教師」、「看護師」の方は専門・技術職、「一般事務員」、「パソコン操作員」の方は事務職、「小売店主」、「販売店員」の方は販売職、「美容師」、「調理師」、「飲食店主」、「ホームヘルパー」の方はサービス職というように書いていただくこととなります。

また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

届出をする市区町村役場の窓口には「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方にお願ひ（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 住民窓口係 電話(08668)54-26065

ペットの飼い主の方へ

ペットは私たちに安らぎを与えてくれる一方、生態や習性を理解した適切な飼育が重要です。飼い主は人と動物との共生に配慮しつつ、愛情と責任を持って適正な飼育管理に努めましょう。

○あなたの愛犬は登録を受けていますか？

生後90日を経過した犬は登録と狂犬病の予防注射が法律で定められています。

犬の生涯で1回ですので既に登録済みの犬については必要ありません。登録費用は1頭につき3,000円(新しく飼い始めたり、今まで登録の無かった犬)です。人に譲ってもらった犬については、以前の飼い主で登録していれば必要ありませんが届け出が必要です。登録は役場くらし安全課又は各振興センターでできます。

また、狂犬病の予防注射は毎年4月から6月中の間に1回受けなければならぬことになっています。最寄りの動物病院で受けることもできますが、4月には地域でまとめて実施しますので都合の良い会場で受けてください。

予防注射の費用は1頭につき2,800円(注射料金2,250円注射済票交付手数料550円)です。

お問い合わせ先

鏡野町くらし安全課 小林 電話(08668)54-27800